

令和8年第12回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年6月26日（金）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 小 林 三 保
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 大 石 光 宏

議 題

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 台風6号における区立小中学校および幼稚園等の対応について
- ② 令和8年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
- ③ 練馬区立図書館の指定管理者の公募について
- ④ 練馬区立図書館の指定管理者の選定について
- ⑤ 練馬区立美術館・貫井図書館等の再整備計画の見直しについて
- ⑥ 令和8年度練馬子ども議会の開催について
- ⑦ その他
 - i 南田中児童館の休館について

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 5時06分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	吉 川 圭 一
同 教育施策課長	田 中 亮

同	学務課長	竹	内	康	雄
同	教育福祉課長	松	村	勇	哉
同	学校施設課長	染	野	好	章
同	保健給食課長	渡	辺	雅	昭
同	教育指導課長	佐	藤	永	樹
同	副参事	佐	藤	勝	也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	塚	本	佳	芳里
こども家庭部長		関	口	和	幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太	郎
同	こども施策企画課長	河	野	一	真
同	保育課長	岡	村	大	輔
同	保育計画調整課長	澁	谷	悠	万
同	青少年課長	横	山	亜	規子
同	子ども家庭支援センター所長	長	岡		毅
同	在宅育児支援担当課長	小	島	芳	一

教育長

ただいまから令和8年第12回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方がお一人お見えになっている。

案件に入る前に、教育委員の任命についてご報告する。

6月19日に開催された令和8年第2回練馬区議会定例会において、教育委員の任命同意議案が可決され、仲山英之委員が吉田区長より教育委員として任命を受けた。任期は、令和8年6月20日から令和12年6月19日までである。

については、仲山委員からご挨拶をいただきたい。よろしくお願いします。

仲山委員

今年で6年目になる。少し経験は積んだが、あくまでレイマン・コントロールの役目を果たしていきたいので、よろしくお願いします。

教育長

それでは、案件表に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議題1件、それから陳情1件、協議1件、教育長報告6件である。

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに、議題の1番、練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名についてである。

この案件は、小林委員の教育長職務代理者としての任期が本年6月30日までとなっているため、7月1日以降の教育長職務代理者について指名を行うものである。

この案件について、事務局から説明することがあればお願いします。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。

したがって、教育長の職務を代理する者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、それ以外については教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様の職務を行うことになる。

代理する権限の範囲は基本的には教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため、難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること以外は、教育振興部長等に委任することができると定められている。

なお、小林委員の教育長職務代理者としての任期は、本年6月30日までである。そのため、7月1日以降の教育長職務代理者の選出が必要となっている。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が教育委員の皆様の中から指名させていただくこととされている。

また、教育長の職務を代理する者は、その際、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでもその権限はかなり重くなっている。

そこで、任期については、法律等の定めがないため、私としては、今回も、本年7月1日から来年の6月30日までの1年間でお願いしたいと考えている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に基づき、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたい。

大石委員、お願いします。

それでは、ここで次の教育長職務代理者に指名された大石委員から御挨拶をお願いします。

大石委員

大石光宏である。指名を受けさせていただく。どうぞよろしくお願いします。

教育長

続いて、委員の議席についてお諮りする。

練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の議席は合議により定めるとされている。

7月1日以降は、現在の教育長職務代理者である小林委員の座席に次の教育長職務代理者となる大石委員にお座りいただき、小林委員は現在、森山委員にお座りいただいている座席に、森山委員は現在、大石委員にお座りいただいている座席に、仲山委員は現在お座りいただいている座席に引き続きお座りいただきたいと考えているが、いかがだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件になる。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況

の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続としたいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたい、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

4 報告

(1) 教育長報告

① 台風6号における区立小中学校および幼稚園等の対応について

教育長

次に、教育長報告である。本日は6件、ご報告をさせていただく。

それでは、報告の①番について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件に関して、各委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。

森山委員

このs i g f yというのは、休校等のお知らせのみをするためのものかということ
を聞きたい。頻繁にこのs i g f yというものを活用していたら、このような状況を

少し未然に防げる何か手だてがあったのかと思うが、いかがだろうか。

教育施策課長

このs i g f yというのはスマホのアプリで、学校と保護者の皆様の連絡手段である。学校からのお知らせ等を配信するほかに、保護者の方が欠席連絡等を学校にお知らせするツールになっており、基本的には日常的に学校で利用されているアプリである。

森山委員

3（2）に、このシステムに不具合が発生したときに、代替手段による発信ができなかったと書いてあるが、そういったものはあったのだろうか。

教育総務課長

当日は、s i g f yに不具合が生じることを想定していなかった。そのため、急遽、区のホームページや区の公式X、および公式LINEを活用して周知を行ったが、あらかじめ想定していなかったことから、文案の作成から行った。また、広聴広報課との調整に時間を要したこともあり、その結果、周知を行えたのが午前9時過ぎとなった。今回の事案を踏まえ、今後はあらかじめ代替手段を定めておくこととしている。

教育長

よろしいだろうか。ほかはいかがだろうか。

大石委員

今のs i g f yなのだが、これまでも使ってきているということである。ただ、そんなにシステム能力がダウンしてしまうほど脆弱なものだっただろうか。もう少ししっかりしたものかなと思っていたが、いかがだろうか。

教育施策課長

今回、6月3日に台風が起きて、その2日後の5日には事業者から直接説明を受け、原因等について確認した。事業者によると、午前7時から7時10分までの10分間に、サービス全体で22万2,000件のアクセスが発生し、そのうちの約65%に当たる約14万4,000件を練馬区のユーザーが占めていたとのことであった。このアクセス数は事業者の想定を大幅に上回るものであり、それが今回のシステム障害の一番の原因だった。災害時には我々も使えて当然だと思っていたが、今回は想定をはるかに超えるアクセス数が発生したことが原因だと聞いている。

この6月3日当時のシステムは、1分間に約1万件のアクセスを処理できるサーバーの強さであったが、事案発生後、区からの要請により、翌日には1分間に約6万件まで、要は6倍にサーバー増強をしている。

さらに、こういった台風だと事前に予測ができるので、事前に予測ができる場合には、区から事前に要請をすれば、その6万というものをさらに12万まで引き上げる

対応を行うことを事業者を確認している。今回の台風も、先ほど教育総務課長から説明したとおり、本日時点で明日の臨時休校を決定しているところであるが、万全を期して、事業者には処理能力を12万まで増強するよう要請をしている。

教育長

よろしいだろうか。ほかはいかがだろうか。

大石委員

そういうところから考えると、やはり事務局のほうも恐らく相当練りに練りながらこの台風に備えていたのではないかなと思っていて、その中で、当日、s i g f yの脆弱なことによって、マスコミ関係であれほどいろいろ騒いでいたが、その辺とは別に、これからいろいろこの対応、台風時の対応または危機管理ということで練っていくということになるのだろうか。

教育総務課長

s i g f yが、サーバーがダウンしたということもあるが、我々の反省としては、まず、この当日7時時点での判断でよいのかというところが一つある。当日7時に休校を周知されても、なかなか保護者が対応できないといったところもある。

また、代替手段についても、今、ホームページ等を考えているところであるが、s i g f yが駄目だから使うというのではなくて、複線的に周知をしていくことも必要かと思っている。

また、学校と連動しているところで、学童クラブの対応もあるため、改めて検討させていただくところである。

現在、基本的には前日判断を原則とする方向で検討している。ただし、前日に休校としない判断を行った場合でも、当日の状況が悪化し、学校を開けない状況となった場合には、当日の判断が必要となる。そのような考え方で運用を検討しているところである。

大石委員

この台風への対応はとても難しく、本当に午前7時の判断でよいのかという話もあったが、対応を各学校に委ねた場合には、校長や副校長が午前7時までに行って、対応を判断しなければならないということもある。今回の対応については、課題が大きく出てきているものと思うので、現場の声も聞きながら対応を検討していただきたい。よろしく願います。

小林委員

以前も聞いたかと思うが、そもそもs i g f yの登録率がまだ100%には達していないとの説明であったと記憶している。現状、登録率がもし100%に近づいているなら教えてほしい。

また、代替手段について、新たなシステムやツールを使う場合であっても、利用率を100%まで高めることは大変かと思う。それも踏まえ、このスケジュールの中で、保護者の意見を踏まえて検討するとなると、保護者会を利用して保護者からの意見も吸い上げるというような試みをするのかなとは思いますが、現状、区としてどのような代替手段を考えているのか、何かあればお聞きしたい。加えて、前回の台風の事案に関して、保護者から「こうしてほしい」といった意見や要望、通学時または下校時にけがなど、何か起こってしまったことがあるのであれば教えてほしい。

教育施策課長

私から、s i g f yの件についてお答えさせていただく。今時点で細かいパーセンテージまでは私どもも把握はしていないが、登録率100%ではない。スマホをお持ちでない方、それから登録をしたくないという保護者の方がいらっしゃるということを学校からは聞いている。ただ、そういった方には、当然s i g f yではお知らせが届かないため、学校から電話やお手紙など、そういった形で情報が確実に届くようにしていると聞いている。

教育総務課長

代替手段としては、前回は実施した区のホームページや公式X、LINE等を考えているが、保護者の方からいただいている意見としては、児童生徒が持っているタブレットの中のC l a s s r o o mで周知をするとしてはどうか、そういった意見もいただいているところである。また、防災無線を活用してはどうかというご意見もいただいているところである。

今回、幸いにして児童生徒の事故報告というのは受けていないが、やはり児童生徒の安全確保を最優先に、我々としても運用判断をしていきたいと考えている。

仲山委員

事実の確認から教えていただきたいが、6月2日に改訂版を通知したとある。それは資料にも書いてあるが、気象情報に係る名称変更に加え、台風の接近を受けて急遽送付したものと認識している。これはきちんと届いたのだろうか。もしこれが届いていれば、原則をそのまま当てはめると、今回は警報レベル3であったため、s i g f yの不具合は問題ではあるものの、何も連絡をしなくても構わないということになる。その辺はどのように考えているのか。

教育指導課長

この通知については全家庭に確実に届いている。この通知が届かなかった、または、判断基準がというところのご意見はいただいていない。ただ、この6月2日に、近隣区含め、23区のうち7区で前日休校があった。それを踏まえ、練馬区も前日休校はされないのか、この基準をやはり見直したほうがいいのかという話は伺ったところである。

また、レベル4というところを今回は基準にしたが、レベル3でもかなりの雨量が

あったため、このレベル4も基準としてどうなのかというところは、伺っている。これらを踏まえて今後の基準のほうも見直していきたいと考えている。

仲山委員

1 ページ目の2 (2) に、学校ホームページについても同様に障害が発生したとある。しかし、区のホームページにおいて、その障害は出ていなかったということは、別のシステムを使っているということなのだろうか。

教育施策課長

学校ホームページについては、区のホームページとサーバーは完全に異なるものである。学校ホームページのみのサーバーを構築しているが、s i g f y がつながりにくい状況となったため、保護者のアクセスが学校ホームページに集中し、サーバーの処理能力が追いつかなかったという現象が生じたということである。

仲山委員

例えば、ホームページとs i g f y、それぞれのサーバーを別にしていれば避けられたのか。

教育施策課長

s i g f y に関しては、区で持っているサーバーではなくて、あくまでも事業者のサービスを、区がライセンスを購入して、そのアプリを利用しているという形になる。このため、今回、s i g f y のサーバーは増強を事業者に要請して、事業者がサーバーを増強したということである。

学校ホームページについては、区が調達しているサーバーになる。事業者に確認したところ、s i g f y のようにすぐに増強というのはなかなか難しく、設計から構築を経ないと、根本的なサーバーの増強は難しいと聞いている。そのため、暫定的なサーバーへの負荷を軽減する措置というものは既に講じているところである。

仲山委員

別紙1について、改訂版は、今後さらに再改訂する可能性もあるのかもしれないが、この段階で質問したい。風水害時の対応について、この文面だと、例えば警戒レベル4やレベル5になったときも、保護者への連絡は教育委員会からであって、学校が行うことはないのか。

教育総務課長

この場合は、教育委員会から一斉に、全校の保護者にs i g f y で連絡することになっている。

仲山委員

当日7時の時点で云々ということで、教育委員会から連絡するということだが、教

育委員会の誰がどこからやるのか。例えば、その段階で庁舎に來られていないという場合も考えたときに、一体誰がどこからやることになるのだろうか。

教育長

一応これは、先ほどご認識されていたとおり、5月29日に気象情報に係る名称が変更したことを受けて、6月の頭に出して、ここから今、変える検討をしている。

教育総務課長

今回の件については、当日は午前7時に判断を行うこととしており、それに備えて、教育総務課の職員数名と私も登庁していた。もし、午前7時の時点で、一斉臨時休業と判断した場合は、教育総務課から保護者に対して s i g f y を通じて通知することとしていた。

ただ、委員おっしゃるとおり、庁舎に登庁できないケースもあると思う。その場合においても、事務用パソコンを持っていれば、s i g f y を利用して保護者への連絡が可能である。

仲山委員

分かった。

教育長

基本的には前日判断を原則とするが、現実には、前日に一斉休校としないという判断をした場合でも、急に状況が変化して、電車が動かなくなることも考えられるため、そういった場合に備えて、その際はパソコンを持ち帰るようになる。

仲山委員

再改訂する場合に検討していただきたい点が3点ある。1点目に、登下校中等に地震が発生した場合の記載について、1（1）の下にある囲みに「前日の下校以降、翌日の登校までに発生した場合は、翌日が学校臨時休業日となるので翌日以降は学校から連絡があるまで自宅待機となります」とある。この「翌日」が、いつを指すのかわかりづらいように感じる。下校後でまだ日付が変わっていない場合と、翌朝の登校直前に発生した場合の両方が含まれるため、例えば具体例を示すなど、より分かりやすい表現を検討いただきたい。

2点目に、風水害と地震のときだけだが、交通機関の運休により、職員が出勤できなくなるケースも想定されることから、そのような場合の対応についても、やはり何らかの記載があったほうがよいのではないと思う。

3点目に、文言について、2（1）に「被害状況により、臨時休業や保護者判断による遅刻・欠席とすることがあります」記載がある。この保護者判断による遅刻・欠席とすることがあるという表現がわかりにくい。「保護者判断により欠席することができます」などより分かりやすい表現を検討いただきたい。

教育指導課長

文言については、分かりやすくしたいと思う。もちろん、今出た「保護者判断による遅刻・欠席とすることがあります」ということ、この文書自体が、まず主語と述語が入れ替わっている。伝えたいことは、保護者の判断で遅刻・欠席として構わないということである。文言は訂正させていただきたい。

教育長

保護者判断により遅刻・欠席して構わないとすることがある、これはそういう意図なのであろう。

教育指導課長

保護者判断で遅刻または登校を見合わせても欠席にはならないよということを伝えたいものである。申し訳ない。

森山委員

私は、震度5弱以上の地震が発生した場合の（2）登下校時に発生した場合について、「児童生徒は、自分の判断で安全な場所へ避難する。」という記載について伺いたい。このように書かざるを得ないのかも分からないが、通学路の点検は行われているのだろうか。例えば、低学年の子が震度5弱のときに自分の判断で安全な場所へ避難することは、とても大変なことかと思う。またその下の①には「保護者が自宅にいない場合は学校に移動する。」とあるが、これだけ考えると、家に帰ったものの保護者がいない場合には学校へ戻ることとなり、通学路上でも学校へ向かうことになるように読める。震度5弱以上の地震が発生したときに、通学路上で保護者が自宅にいないと分かたら再び学校に戻るとするのは、何かとても危険な感じもする。少し本人や保護者に任せている部分が大きいように感じるが、この文章はいかがだろうか。

教育指導課長

確かに、この四角に囲まれているところと、具体的な①、②の記載を読むと、少し文言にズレがあるように感じる。基本的には、学校の近くにいる場合は学校へ戻ること、自宅へ帰ることが難しい場合は近隣の民家等に避難することを伝えたい内容である。また、自宅に帰ってから、保護者が不在である場合には、学校に戻ることも可能としているが、現在の記載では必ず学校へ戻らなければならないようにも受け取られるため、この文言についても併せて検討したいと思う。

森山委員

願います。

仲山委員

別紙2だが、1、台風時の学童クラブ運営についてで、小学校が休校となった場合、「学童クラブは、朝から保育をいたします」とある。台風がとても強いときに、職員

はどうやって来られるのか、ここまで言い切ってしまうて大丈夫なのかと思った。

それともう一点、先ほどの様々な規定は、子供たちあるいは保護者に対してのものだったが、このような場合に職員がどのように対応するかについて規定はあるのだろうか。

子育て支援課長

学童クラブについては、保育をする施設であるため、学校よりも少し受け入れる基準を高めていると思う。これは保育園も同様だが、今回の件も踏まえて、基本的に、電車の運休や計画運休が行われる場合、新たな気象情報における警戒レベル4に達するような場合は、かなり厳しい状況であると認識している。そのような状況では、通常の会社においても雇用主が従業員の安全確保に配慮する必要があるというレベルになってくるため、その段階まで行っているようであれば、私どもも施設としては閉める。しかし、電車等が動いているレベル3の段階では、お預かりする必要もあるため、施設は開けるということで整理をしている。

教育指導課長

教職員について、まず台風等については、電車が動いている限りは出勤になるため、学校に集まる。また、自然災害、地震のとき等については、被害対策本部の設置等もあるため、できる限り学校に集まるということにはなっている。

教育長

よろしいだろうか。

委員一同

はい。

② 令和8年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

教育長

続いて、報告の②番について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

豊溪中学校の1年生の入学数が少ない状況である。これは、やはり統合・再編計画のことを踏まえて、豊溪中学校ではなく、光が丘第一中学校への入学を希望したとい

うことだとすると、このまま統合・再編がそのまま進んでいくのか、それとも見直されるかによって、さらに混乱を起こす可能性もある。現状どうなっているのだろうか。

教育施策課長

委員からあった統合・再編については、豊溪中学校を含めて、現在、第二次実施計画に基づいて適正配置を進めているところである。さきの区議会第2回定例会において、区長が、一般質問への答弁の中で今後の方向性を示したところである、現状、区には説明が不十分であった、また、これまでの進め方が性急であったとの声が寄せられており、そうした状況を踏まえ、現時点ではこれまでの経緯や課題を整理した上で、改めて地域の声を聞きながら検討していく旨を答弁している。いずれにしても、現在の小学校6年生が学校選択をする時期が近づいていることから、それまでには一定の方向性を示したいと考えている。

教育振興部長

区長が替わって、現在は立ち止まって各学校の課題等を整理して、また検討していくというところ以上のものは決まっていない。また、結論を出す時期についても、我々の思いはあるが、定まっていないため、決まり次第速やかに示していく考えである。このため、現時点では何月までに方向性を示すといった具体的な話はしていない。

仲山委員

この豊溪中学校の現在の1年生10人は、卒業するまでは、若干減ったり増えたりはするかもしれないが、基本的にはこの10名で3年間を過ごすということになってしまいそうなのだろうか。

学務課長

当初の計画にもあったが、実際に1年生として入学された方については、そのままいけば3年生まで、ご卒業まで同じ学校でという形で考えている。

仲山委員

そのことは、この計画を見直しする前の段階の計画で、保護者には一応お伝えしてあるのだろうか。そのことを踏まえて、この10名の方たちは今年度、豊溪中学に入ったということによろしいだろうか。

教育施策課長

現在公表している計画は、令和11年4月の統合ということで公表させていただいている。今年度入学された方は、卒業まで豊溪中学校でということでご入学をされていると考える。

森山委員

12ページの特別支援学級等生徒数一覧について、計を見ると、大泉中学校が60名

と非常に多くなっている。これは、大泉中学校が特別支援教育に指導力があるということで親御さんが選んでいる面もあるのかもしれない。ただ本来であれば、違う区域の小学校へ通っていて、中学校は特別支援学級に行くから、同級生と離れて大泉中学校へ行くとなっていることが多いと思う。

そのため、なるべくひとつの学校に集中しないようにするとともに、小学校時代の同級生たちと一緒に通えるということは、地域で生活する上ではとても大切だと思う。そうした観点からも、この特別支援学級をもう少し地域ごとに設置を広げてほしいと思っている。

教育福祉課長

委員からお話のあった、特別支援学級の増設についてである。令和7年3月に特別支援教育実施方針を策定し、その中の一つとして知的障害学級の増設についても掲げているところである。地域のニーズや改築状況等も鑑みながら、今後、増設について検討していきたいと思っている。

なお、令和9年4月には中村西小学校に知的障害学級を増設予定である。こうした取組を通じて、今後も支援の充実に努めてまいりたいと考えている。

森山委員

よろしくお願いします。

仲山委員

10ページの小学校・特別支援教室について、拠点校の教員が巡回校の子供たちも見るということになっている。大まかに計算すると、教員1人当たり約10人の児童を担当することになる。児童1人あたりの指導は、週1回から2回程度になると思われるが、こうした状況について、教員から要望などは出てはしないのだろうか。

教育福祉課長

教員の配置については、児童生徒12名につき1人の教員を配置している状況である。

なお、教員からのご要望については、今年度に入り、何校か学校を訪問しているが、現時点ではそのような声は聞いていない状況である。ただ、引き続き、学校に訪問し、学校の声을丁寧な聞いてまいりたいと思っている。

仲山委員

よろしくお願いします。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- ③ 練馬区立図書館の指定管理者の公募について
- ④ 練馬区立図書館の指定管理者の選定について

教育長

続いて、報告の③番について説明をお願いします。報告の④番についても、関連する案件となるので、続けて説明をお願いします。質疑については、報告の④番の説明後に行う。では、よろしくお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

では、この2件について委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

3ページの関町図書館について評価項目・評価基準がある。一番上に「利益を上げる力の有無」と書いてあり、図書館で利益を上げる力を評価するのはどういうことか。教えていただきたい。

光が丘図書館長

おっしゃるとおり、図書館というのは公共の施設であって、図書館法にも、閲覧に供するものに対価を求めてはならないということもあるため、利用料金制等をとる予定はない。こちらは、例えば効率的に運営、人員の配置などをやっているなど、そういったことに読み替えて評価をしている。

株式会社が公募してきた場合であるが、選定をするときに、法人の財務状況を税理士に調査していただく。そのときに、資本力や今後、安定した運営をやっているかという点を確認している。

仲山委員

分かった。

教育長

団体についての審査になるため、お願いした後に、経営状況が悪化してしまうと困ると思う。そのため、そうしたことがないよう確認するということであろうか。

仲山委員

さらに細かい話だが、今、関町図書館の評価項目については、資料4の評価項目・評価基準とは、選定の方法が異なっており、一部の項目が省略されている。その中で、今、教えていただいた「利益を上げる力の有無」という項目について、関町図書館の資料では注記を示す米印がある一方、もう一つの資料には米印がない。この違いは、

どのような考え方や想定によるものだろうか。

光が丘図書館長

恐らくこちらは、練馬区全体で使用している評価様式である。一方で委員がおっしゃるとおり、公募でなく指定による選定であることから、既に資本力などはある程度確保されているということで、省略をさせていただいていると考えている。

教育長

資料4は、既存の業者を再選定する、公募しないで選定するというもの。既存の業者が株式会社なので、読替えの必要がない。

仲山委員

承知した。

教育長

ほかはいかがだろうか。よろしいだろうか。

⑤ 練馬区立美術館・貫井図書館等の再整備計画の見直しについて

教育長

では、続いて、報告の⑤番について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

先ほどの学校の統合・再編計画もそうなのだが、区の中で計画を見直しするときに、どのような手続を取って見直しができるようになるのか。例えば、区長が替わって、区長が見直しすると言えはできるのか、あるいは区議会の議決を経て見直しができるのか。その辺りの仕組みを教えていただきたい。

光が丘図書館長

この案件については、まずこれまでいただいたご意見の整理を行うとともにとか、再整備にあたり、改築ではなく既存の建物を生かすということが実際に可能かどうかについて、建物の強度等の調査を実施することになっている。その結果を踏まえて、今後スケジュールや方向性を検討するという形である。また、ある程度方向性が見えてきた段階で、区民のご意見を伺いながら、適切な時期に区議会へもご報告をしつつ進

めるという形になるかと思う。

教育振興部長

難しいが、今まで進めてきた計画を変更する仕組みが明確に定められているかという、そうではない。新しい区長は、公約として掲げた政策について民意を得た上で就任しているため、その実現に向けて取り組むことになる。一方で、例えば豊溪中学校の統合・再編については、統合・再編を進めるべきではないとする陳情が議会で不採択となった経緯もある。そのため、区長の考えが直ちに実現されるものではなく、議会の理解を得ながら、区長としての考えを示しつつ、時間をかけて進めていくということしか方法はないかと思う。

最終的には、計画変更に伴う予算案等が議会で議決されなければ実現できないことから、議会と丁寧に議論を重ね、理解を得ながら一定の着地点を見いだしていくことになるのではないかと思う。

大石委員

今の説明では、今後、建物の現況調査を実施するとのことであるが、今年度の取組として示されている当該調査については、当初の計画策定の段階で既に実施されているものと思っていた。そのため、建物を継続利用できるかどうかについては、一定の判断がなされているものと認識していたが、改めて調査を実施するという理解でよいのか。また、新たに調査を行う場合には、追加の費用も発生するものと思われるが、その点についてどのように考えているのか。

光が丘図書館長

現在の貫井図書館、美術館の建物は昭和 60 年に竣工した新耐震基準の建築物であり、築 40 年を迎えるが、まだ計画に載せている調査年度には至っていなかった。そのため、強度調査は行っていなかった。一方、サンライフ練馬については、旧耐震基準の建築物であり、年数も経過していたため、平成 24 年に一度、調査を実施し、大規模改修を行っている。

今回は、図書館、美術館、サンライフ練馬を一体としてどのように改修していくかを検討するにあたり、改めて調査を行うものである。なお、サンライフ練馬についても大規模改修から一定の年数が経過していることから、併せて現況調査を行うという形である。

森山委員

(2) にエレベーター契約とあるが、この金額については、現時点ですでに業者へ支払った金額ということなのか。ほかに支払っているものはないのか、現時点ではこれだけなのかということをお聞きしたい。

光が丘図書館長

エレベーター契約については、少し分かりにくくて申し訳ないが、その表に書い

である2億7,000万円余の金額は契約金額の総額である。そのうちすでに、1億860万円の前払い金をお支払いして、残りはまだお支払いしていない。この既にお支払いしている前払い金について、今後、エレベーター契約は解除する方向であるため、事業者と協議を行い、お返しいただける金額について協議していく考えである。

森山委員

現在、前払い金だけが費用としてかかっていたということか。

光が丘図書館長

今回の美術館・貫井図書館の再整備という意味では、平成30年度から進めてきて、今まで契約済み額が総額で約8億1,700万円かかっている。その内訳としては、美術館基本構想の策定支援委託料や、建設を予定していた建物の基本設計、実施設計委託料、このエレベーター契約、中村橋のまちなみ整備に係る総合改修業務委託料などが含まれている。

教育長

よろしいだろうか。

森山委員

なるべく回収していただければと思う。

光が丘図書館長

申し訳ない。その中で、1億860万円のエレベーターの前払い金については、今後、都市整備部と連携して努めていく。そのほかについては、既に支払いが完了しており、契約も終了していることから、そのままお支払いをするという形になる。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいだろうか。

⑥ 令和8年度練馬子ども議会の開催について

教育長

それでは、続いて報告の⑥番について説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいだろうか。

⑦ その他

i 南田中児童館の休館について

教育長

それでは、報告の⑦番について、その他報告が1件あると聞いている。

子育て支援課長

それでは、私から、南田中児童館の改修工事に伴う休館についてご報告を申し上げます。

南田中児童館と併設の学童クラブ、また、敬老館については、現在、開設から52年目を迎えている。このたび、老朽化した給排水管の改修工事を行うために、南田中児童館は本年の9月1日から来年3月下旬まで休館をさせていただく。

なお、南田中児童館の学童クラブについては、1期、2期と分けて工事を進めることによって、保育場所を確保しながら工事をするため、この場所での運営を継続させていただき、児童館のみ休止とさせていただく。

このことについては、練馬区報の7月1日号、区のホームページのほか、児童館内での掲示、それから児童館だよりを通じて、利用者とか近隣の区立小学校などへの周知を行っていく。また、敬老館の休館についても、別途、担当課のほうで周知をしていく。

教育長

この点はよろしいだろうか。

委員の皆様から、その他で何かあるだろうか。

仲山委員

北区の小学校の火災に関連してお伺いしたいが、現在、火災報知器の設置に関してはどんな状況になっているのかということと、あと、避難はしごがどんな設置状況になっているか、教えていただければと思う。

学校施設課長

火災報知器については、法令に基づき、全ての学校に設置している。

避難はしごについては、まず、学校における避難経路については、2方向避難を確保することが原則である。その上で、建物の構造や、避難距離などの避難経路の状況に応じて、法令に基づき、救助袋や避難はしごなどの避難器具の設置が必要となる学校もある。そういった学校については、避難器具を設置している。

仲山委員

その場合、この間の火災でもそうだったが、実際には慌てた状態で使えなかったという事例もある。こうした器具は、相当訓練しておかないと実際には役立たないのではないかと思う。また、避難袋についても、スロープ式のものと垂直式のものがあり、

使用方法を誤れば事故につながるおそれもある。そのため、器具が設置されている学校では、避難訓練の中で児童一人一人が1回は実際に使用する機会を設けるなど、実践的な訓練を行ったほうがよいのではないかなと思うが、いかがだろうか。

教育指導課長

避難訓練については毎月1回必ずやることになっているが、避難袋を使っているかというと、学校の現状は、やったとしても1つの学年だけに絞られていると思う。また、避難袋を使うためには消防署の方などのご協力も必要であるし、避難袋は設置するだけでなく、収納にも手間がかかることから、訓練自体が大がかりなものとなる。そのため、毎学期あるいは1年に1回実施することはなかなか難しい面もある。一方で、あるにも関わらず使用できないことは問題である。そのため、少なくとも教員が避難袋を下に出せる状況をつくることや、複数で対応する必要があるため、下で支援に当たる体制を整えておくことが重要であると考えている。小学校では、避難袋が設置されているのは主に3階や4階を使用する高学年であり、体格や体重の大きな児童もいることから、安全に避難できるよう訓練していく必要があると考えているが、まずは、避難袋を使わなくても確実に逃げることができる、二方向避難の確保により確実に避難できることを大前提としたいと思っているが、今後また検討していかなければいけない内容であると考えている。

教育長

双方向避難ができないから避難袋があるため、定期的に組み立てて、代表が滑るなどの確認は必要であろう。

教育指導課長

そのとおりだと思う。私の認識だが学校によっては、案外教室の真ん中に設置されている場合もある。今後、私も学校訪問へ行った際に確認してみたいと思うが、あまり端の教室に設置されているというよりも、中央付近の教室に設置されている印象がある。また、複数設置されている例はあまり見たことがない。やはり、避難用の階段や非常階段が十分に確保されていないことが一番の課題であると思う。そのような場合に、どのように避難するかという点については、今後検討していかなければならないと思っている。

教育長

建てるときに、当然、非常階段があれば一番いいが、いろいろな事情で非常階段が設置できないため、救助袋を設置しているといういきさつがあると思う。そこはしっかり避難時にも確実に組み立てて、使用できるような形で備えておかなければならないと思う。

森山委員

防災扉は、火災報知器等が鳴ると自然に閉まるものなのか。

学校施設課長

防災扉については、火災の煙に反応して、自動的にシャッターが降りたり、扉が閉まったりするものである。

森山委員

防災扉が閉まったことにより、逃げる通路がなくなったということだったらしいが、特別教室は校舎の端や角に配置されていることも多く、そのような状況が生じやすいということは認識しておく必要がある。袋を出さなくても滑り台で降りたりするような工夫もあるみたいだから、もしそういう孤立する教室がある場合、そのような対応についても検討していただければと思う。

教育長

扉は閉まるが、出入りできる場所がある。

森山委員

出られるのか。

教育長

ただ、おそらく、煙が充満していて、なかなかそういう行動は取れなかったのだろうなとは思っている。

ほかはよろしいだろうか。

大石委員

今は梅雨の時期で、梅雨明け後は大変暑くなると思うが、これまで学校に配付されているミストについて、引き続き活用するよう指示が出ているのか。

また、この夏のプールの使用状況等についても伺いたい。特に小学校では、夏季休業中のプールを実施しない学校もあると聞いている。昨年度も同様の状況であったと思うが、次回あたりに分かる範囲でどのような計画となっているのか教えていただきたい。

小林委員

福岡かどこかの小学校で、放送室がカーペット状で、基準値を上回るダニが生息していたというニュースを見た。練馬区の小中学校で、放送室が敷きになっている学校があるとすれば、そのような場所について、検査をしたことがあるのか伺いたい。

保健給食課長

ダニの検査については、基本的に毎年度、学校薬剤師さんを通して、必ず検査をするようにしている。畳敷きの部屋とかカーペットの部屋を全部確認して、万が一、少しそういった死骸とか見られる場合には対応するということでしている。

教育長

よろしいだろうか。ほかはよろしいか。
それでは、事務局からその他の報告はあるだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

では、以上で、第12回教育委員会定例会を終了する。